

新潟県テニス協会規約

総 則

第1条 本会は新潟県テニス協会と称する。

第2条 本会は県内テニス団体、並びに、テニス愛好者の中枢機関となり、テニスの健全なる普及発展を図り、併せて技術力向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新潟県テニス選手権大会の開催・他県内で開催される競技会の主管・後援、並びに、公認・主催・協力
- (2) 普及・育成・強化、審判、並びに、テニスランキングの作成
- (3) 全国的競技会を開催し、また、全国的競技会への選手派遣、並びに、県外選手の招聘
- (4) その他目的遂行に必要、または、有益な事業

第4条 本会は日本テニス協会、北信越テニス協会、並びに、新潟県スポーツ協会に加盟する。

第5条 本会は第7条に定める会員を以って組織する。

第6条 本会の事務局所在地は、会長が定める。

事務局所在地：新潟市西区木場2 1 3 1 横山悟気付

組 織・機 関

第7条 本会の趣旨に賛同する県内の団体、及び、個人を以って組織する。加盟についての規定は別に定める。

また、本会に賛助会員を置くことができるものとし、本会の趣旨に賛同する法人・個人とする。

第8条 本会は新潟、上越、中越、下越、佐渡に支部を置く(以下、地区という)。また、新潟県高校体育連盟テニス部(以下、高体連)、日本女子テニス連盟新潟県支部(以下、女子連)、全国中学校テニス連盟新潟県支部(以下、中テ連)、新潟県シニアテニス連盟(以下、シニア)を傘下組織とする。

第9条 本会は別に定める専門委員会を置く。

役員

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事若干名とし、次の役職を置く。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 理事長補佐 1名

副理事長 若干名

事務局長 1名 常任理事 若干名

(2) 会計監事 1名

上記のほか名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第11条 役員は次の方法で選出する。

(1) 会長は常任理事会で選出する。

(2) 副会長は新潟、上越、中越、下越、佐渡の地区会長を選出する。

(3) 理事長は理事の互選で選出する。

(4) 理事は次のものに会長が委嘱する。

新潟、上越、中越、下越地区各1名、佐渡地区1名

高体連1名、中テ連1名、女子連1名、シニア1名

会長推薦若干名

(5) 副理事長、事務局長、常任理事は理事長が推薦し、会長が委嘱する。

会長、副会長は常任理事の資格を有する。

(6) 会計監事は会長が委嘱する。

(7) 個人会員、賛助会員は含まない。

(8) 顧問・参与は常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第12条 役員の仕事は次のように定める。

(1) 会長は本会を代表し会務を総括し、常任理事会の議長を務める。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の仕事を代行する。

(3) 理事長は本会の会務を執行する。

(4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは理事長の仕事を代行する。

(5) 事務局長は会計、庶務を執行する。

(6) 常任理事、理事は会務を分掌し、重要事項の審議にあたる。

(7) 会計監事は会計を監査し、総会に報告する。

(8) 顧問・参与は常任理事会、及び、総会の諮問に応ずる。

第 13 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。但し任期満了後でも後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。補充役員任期は残任期間とする。

会 議

第 14 条 本会の会議は常任理事をもって構成する常任理事会。並びに理事をもって構成する定時総会とし、次の事項を審議する。

- (1) 事業・収支決算の報告、並びに、承認
- (2) 予算の編成、並びに、事業計画
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改正、並びに、その他重要案件

第 15 条 定時の常任理事会・総会は年 1 回会長が招集し、次の場合臨時に召集する。

- (1) 会長が必要と決めたとき。
- (2) 理事の 5 分の 1 以上から請求があったとき。

第 16 条 総会は理事の 2 分の 1 以上の出席を以って成立する。但し、同一議案に関して再度召集した場合はこの限りでない。

決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合議長これを決する。

会 計

第 17 条 本会の会計は次に掲げる収入を以ってあたる。

分担金 事業収入 寄付金 補助金 その他

第 18 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

付 則

第 19 条 本規約の改正は総会の決議を要する。

第 20 条 本規約の施行に必要な細則は常任理事会で別に定める。

第 21 条 本規約は昭和 26 年 4 月 1 日より施行する。

(昭和 54 年 4 月 1 日改正)

(昭和 63 年 4 月 1 日改正)

(平成 4 年 2 月 28 日一部改正)

(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 29 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 2 年 4 月 1 日一部改正)